

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の  
入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

〔 令和5年4月7日 〕  
閣 議 決 定

我が国は、平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年10月14日から北朝鮮籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を、また、平成28年2月20日から、外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、同年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたものの入港を禁止する措置を、同年4月2日から、国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（北朝鮮籍の全ての船舶及び同年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港

したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認された外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）を除く。以下「関連決定等に基づき凍結等の措置の対象とされた船舶」という。）の入港を禁止する措置を、同年12月10日から、日本の国籍を有する船舶のうち、同年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（関連決定等に基づき凍結等の措置の対象とされた船舶を除く。）の入港を禁止する措置をそれぞれ実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成16年法律第125号）第3条第3項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成18年10月13日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成19年4月10日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成19年10月9日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成20年4月11日

閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成20年10月10日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成21年4月10日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成22年4月9日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成23年4月5日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成24年4月3日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成25年4月5日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成27年3月31日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成28年2月19日閣議決定)、 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」 (平成28年4月1日閣議決定)、 「特定船舶の

入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成28年12月9日閣議決定）、

「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成29年4月7日閣議決定）、

「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成31年4月9日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和3年4月6日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成18年7月5日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「4 入港禁止の期間」中、「令和5年4月13日」を「令和7年4月13日」に改める。